



環境省報道発表

令和7年2月26日（水）

「水道における水質基準等の見直しについて（第1次報告案）」及び
「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて
（第7次報告案）」等に関する意見の募集（パブリックコメント）について

「水道における水質基準等の見直しについて（第1次報告案）」、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次報告案）」等について、広く国民の皆様の御意見をお聞きするため、令和7年2月26日（水）から令和7年3月27日（木）までの間、意見の募集（パブリックコメント）を行います。

【添付資料】

- ・ 別紙1－1 水道における水質基準等の見直しについて（第1次報告案）
- ・ 別紙1－2 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令案について（概要）
- ・ 別紙2 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第7次報告案）

※ 添付資料は以下の URL から参照してください。

https://www.env.go.jp/press/press_04505.html

＜詳細は次ページ以降＞

内容についての問合せ先
環境省水・大気環境局環境管理課
水道水質・衛生管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8300
室 長：柳田 貴広
室長補佐：野澤 泰

環境省水・大気環境局環境管理課
有機フッ素化合物対策室
直 通：03-5521-8313
室 長：吉崎 仁志
主 査：宮本 有樹

■ 背景

ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA) について、今般、令和 6 年 6 月に内閣府食品安全委員会が「有機フッ素化合物 (PFAS) に係る食品健康影響評価」を取りまとめたこと等を踏まえ、令和 7 年 2 月 6 日に中央環境審議会水環境・土壌農薬部会 水道水質・衛生管理小委員会（第 1 回）及び人の健康の保護に関する水・土壌環境基準小委員会（第 1 回）を合同で開催し、「水道における水質基準等の見直しについて（第 1 次報告案）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第 7 次報告案）」がそれぞれ取りまとめられました。

また、これを踏まえ、水道における PFOS 及び PFOA については、「水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）」及び「水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）」の一部を改正することを予定しています。

■ 意見募集の対象

- ・ 水道における水質基準等の見直しについて（第 1 次報告案）
- ・ 水質基準に関する省令等の一部を改正する省令案について（概要）
- ・ 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第 7 次報告案）

■ 募集期間

令和 7 年 2 月 26 日（水）から令和 7 年 3 月 27 日（木）まで
（※郵送の場合は締切日必着）

■ 資料の入手方法、意見の提出方法

以下のページに掲載の『「水道における水質基準等の見直しについて（第 1 次報告案）」及び「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第 7 次報告案）」等に関する意見の募集について』を御参照ください。意見募集要領に沿っていない場合、無効となりますので御注意願います。

e-Gov（電子政府の総合窓口）パブリックコメント実施ページ

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

■ 問合せ先

○添付資料 別紙 1－1 及び別紙 1－2 について

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1－2－2

TEL 03-5521-8300

電子メール suido-suishitsu@env.go.jp

○添付資料 別紙 2 について

環境省水・大気環境局環境管理課有機フッ素化合物対策室

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1－2－2

TEL 03-5521-8313

電子メール section_weqs@env.go.jp

以 上